

# 三方ときめきこども園重要事項説明書

三方ときめきこども園

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 運営主体について

事業者の名称	社会福祉法人初生会
代表者氏名	理事長 安間 雄一
法人の所在地	浜松市中央区東三方町185-2
設立認可年月日	昭和52年8月1日

## 2. 利用施設について

施設の種類	幼保連携型こども園				
施設の名称	三方ときめきこども園				
所 在 地	浜松市中央区東三方町185-2				
電話番号	TEL 053-436-7102				
FAX番号	FAX 053-437-0128				
管理者名	園長 竹下 敬子				
利用定員	0歳児 172名	1・2歳児 20名	満3歳児 3名	3歳児 33名	4・5歳児 66名
開設年月日	昭和53年4月1日				
こども園移行年月日	令和7年4月1日				

## 3. 施設の目的・運営方針について

### <事業の目的>

「健やかに育む」 当園では、乳幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを位置付け、園則兼運営規程第3条に掲げる運営の方針に基づき、幼児教育・保育を一体的に行うこととする目的とします。

### <教育・保育理念>

「人として育む」 当園では乳幼児期の体得がその後の長い将来・人格の形成に大きく関わるという考え方の下に、園での生活や遊びを通して、思いやりの心を育てるとともに挨拶やマナーなどの生活習慣を身につける教育に重点を置いた保育を実践します。

4. 施設・設備等の概要について

<敷地>	宅地	3,966.97m <sup>2</sup>
<園舎>	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建	1階 872.91m <sup>2</sup> 2階 604.43m <sup>2</sup>
<施設の内容>		
乳児室 2 室	保育室 6 室	ほふく室 2 室
調乳室 1 室	遊戯室 1 室	調理室 1 室
乳幼児用トイレ4 箇所		
<設備の内容>	冷暖房 全室完備	

5. 職員体制について

(令和7年4月1日現在)

<職種>	<員数>
園長	1人
副園長（主任保育士）	1人
主幹保育教諭	2人
保育士	21人
子育て支援員	1人
栄養士	1人
調理員	3人
事務職員	2人
<職員数合計>	<32人>

※7:00～19:00まで6シフト制勤務体制

6. 教育・保育を提供する日について

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時(月～金)・午前7時～午後6時(土)
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日

7. 教育・保育を提供する時間について

保育標準時間認定に係る保育時間	7:00～18:00
延長保育に係る保育時間	18:00～19:00
保育短時間認定に係る保育時間	8:30～16:30
延長保育に係る保育時間	7:00～8:30、16:30～19:00
一時預かり保育に係る保育時間	9:00～16:00 (協議の上個別対応)
教育標準時間認定1号認定	9:00～14:00
預かり保育に係る保育時間	8:00～9:00 (協議の上個別対応) 14:00～18:00 (協議の上個別対応)
長期(春・夏)休暇期間中の預かり保育時間	9:00～14:00 (協議の上個別対応)
乳児等通園支援事業の保育時間	火～木曜日 10:00～12:00 (定員3名) 14:00～16:00 (定員3名)

※延長保育の利用にあたっては、通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

※一時預かり保育及び乳児等通園支援事業は、園行事等の都合で受け入れできない場合があります。

## 8. 提供する教育・保育等の内容について

教育基本法・児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他の法令並びに幼保連携型認定こども園の教育・保育要領（平成29年3月21日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育の提供・・・上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 特別活動・・・生活指導（目標を定め、年間指導計画に基づき生活習慣を確立する）保健安全（清潔検査、発育測定）視聴覚指導（視聴覚教材の有効適切な活用指導）
- (3) 定例活動・・・発育測定、内科検診、歯科検診、避難訓練

## 9. 食事の提供方法等について

- (1) 食事の提供方法・・・自園調理給食

園児の年齢に応じ、それぞれの時間帯に食事の提供を行います。	午前間食	昼食	午後間食
0歳児～2歳児	9時30分頃	11時頃	3時頃
3歳児～5歳児	—	11時30分頃	3時頃

- (2) アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合はあらかじめご相談ください。

その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

一品持参していただく日があります。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

- (3) その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行っています。

日々の健康管理及び毎月の検便検査の実施による調理従事職員の健康管理を徹底するとともに、

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分を維持管理徹底しています。

## 10. 利用料金について

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

給付認定保護者のうち3号認定子どもの保護者は、施設に対し、市長が定める保育料をお支払いいただきます。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

市が定める保育料のほか、別表1・2・3に掲げる費用を負担していただきます。

- (3) 一時預かり保育に係る利用者負担金

浜松市長が定める額をお支払いいただきます。

- (4) 乳児等通園支援事業に係る利用者負担金

浜松市長が定める額をお支払いいただきます。

## 11. 利用の開始について

当園では、浜松市長の入園決定に基づき支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了に関する事項について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなつたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 13. 嘴託医等について

当園は、下記の医療機関と嘴託契約を締結しています。

### (1) 小児科

医療機関の名称	ゆずり葉こどもクリニック
医院長名又は医師名	竹内 里和
所在地・電話番号	浜松市中央区半田山4-41-5・TEL 053-431-1123

### (2) 歯科

医療機関の名称	清水歯科医院
医院長名又は医師名	清水一徳
所在地・電話番号	浜松市中央区三方原町196-2・TEL053-436-9026

### (3) 薬剤師

薬剤師名	寺田俊二（てらだ薬局）
所在地・電話番号	浜松市中央区三方原町236-4・TEL053-414-1500

## 14. 緊急時の対応方法について

### (1) 保育中に容態の変化等があった場合

園児に怪我や体調異変等で緊急を要する事態が発生した場合には、緊急連絡先へ速やかに連絡を行うとともに医療等必要な措置を取る。また、保護者の指定する医療機関がある場合には保護者と調整し迅速に対処する。

### (2) 災害時の対応について

「三方ときめきこども園災害避難誘導要領」に基づき速やかに実践する。

施設内避難地・・・三方ときめきこども園 園庭

一次避難地・・・三方ときめきこども園駐車場

### ・引渡しについて

災害等の発生後の園児の引き渡しは当園で行います。

15. 利用者に対する保険の加入状況について

災害共済保険（負傷・疾病・障害・死亡）～3,000万円

園児賠償責任保険 死亡110万円、園の過失による死亡・限度額1億円

入院（7日以内）20,000円、通院（7日以内）10,000円

16. 要望・苦情等の相談窓口について

・受付担当者	副園長	内山みさ子	TEL053-436-7102
・解決責任者	園長	竹下敬子	TEL053-436-7102
・第三者委員	伊藤	智	TEL053-438-1637
・同 上	斎藤	誠	TEL053-485-2144
※ 受付方法			面接・電話・文書等の方法で受け付けます。

17. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児に係わる個人情報は、当法人が定める「個人情報保護規定」に基づき取扱い、目的（保育）外の使用は行わない。

18. 虐待防止対応について

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制を整える。

19. その他事項について

当園の駐車場は、都市計画法に基づく開発要件である「雨水調整池」を兼ねております、このため、まれに短時間に極端な激雨があった場合駐車場が冠水する場合があります。

送迎の時間と重なった場合はご不便をおかけすることがありますことをご承知ください。

別表1

## 上乗せ徴収（特定負担額）

支払を受け る費用の種 類	内容	支払を求める理由	支払を求める 額
事務費及び 施設整備費	事務及び施設整備に係 る費用の負担。1号認定 の新入園児が対象（入園 時のみ）	入園時の事務経費に充てる とともに遊具などの施設整 備・維持管理に充て、保育環 境の安全・充実を図るため	年額 10,000 円

別表2

## 実費徴収

支払を受ける 費用の種類	内容	支払を求める理由	支払を求める額
副食費	1号認定子どもの副 食費	給食の提供に必要な食材費の 購入のため	月額 4,000 円 おやつ 50 円加算
	2号認定子どもの副 食費		月額 4,800 円
物品購入費	通園かばん、防災頭 巾、文房具、絵本、 アルバム等	保育活動で使用し、個人の所 有物となるため	実費として年額 18,500 円程度
被服購入費	園服、体操服、カラ 一帽子代等	保育活動で使用し、個人の所 有物となるため	実費として年額 25,000 円程度
保護者会費	会費	保護者会の活動にかかる経費 (保護者会への加入は任意)	月額 500 円
行事参加費	電車・バス代等	園外活動の実施にあたり、交 通費等が必要となるため	実費として年額 4,000 円程度
保険料	傷害保険料	園管理下における利用乳幼児 の事故等に対応するため	実費として年額 300 円程度
口座振替手数 料	副食費等の費用の口 座振替手数料	利便性の向上及び事務効率化 のため	実費

備考1 支払いを求める額に「実費」と記載のあるものについて、具体的な品名や金額は、  
その都度あらかじめ保護者に周知するものとする。

備考2 副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村から免除の対象者として  
通知のあった者への支払いは求めない。

備考3 物品購入費、被服購入費、保護者会費、行事参加費についての支払いは指定の業  
者に対して行い、当園の会計は経由しない。

別表3

## 延長保育・預かり保育

支払を受ける費用の種類	内容	支払を求める額
延長保育料	標準時間の2号認定子どもも及び3号認定子どももが提供を受けた延長保育の費用	<p>引き渡し時間により下記の料金の料金となります。</p> <p>18:01～18:30 1回1名 200円      18:31～19:00 1回1名 300円      ※時間帯によりおやつを喫食した場合 50円加算      ※【おやつ代の支払いを求める理由】      おやつの提供に必要なおやつ代の購入のため</p>
	短時間の2号認定子どもも及び3号認定子どももが提供を受けた延長保育の費用	<p>預り時間・引き渡し時間により下記の料金となります。</p> <p>7:00～7:29 1回1名 400円      7:30～7:59 1回1名 300円      8:00～8:29 1回1名 200円      16:31～17:00 1回1名 200円      17:31～18:00 1回1名 300円      18:01～19:00 30分ごとに100円加算</p>
一時預かり保育料		<p>◆0～2歳児・・・1人1日（4時間未満）あたり1,200円      ◆0～2歳児・・・1人1日（4時間以上）あたり2,000円      ◆3歳児・・・1人1日（4時間未満）あたり      700円（内訳/利用料500円、副食費他200円）      ◆3歳児・・・1人1日（4時間以上）あたり      1,000円（内訳/利用料800円、副食費200円）      ◆4・5歳児・・・1人1日（4時間未満）あたり      700円（内訳/利用料500円、副食費他200円）      ◆4・5歳児・・・1人1日（4時間以上）あたり      1,000円（内訳/利用料800円、副食費他200円）      ※【副食費の支払いを求める理由】      給食の提供に必要な食材の購入のため</p>
預かり保育料	1号認定子どもが提供を受けた預かり保育の費用	<p>預り時間・引き渡し時間により下記の料金となります。</p> <p>8:00～8:29 1回1名 300円      8:30～8:59 1回1名 200円      14:01～14:30 1回1名 200円      14:31～15:00 1回1名 350円      15:01～18:00 30分ごとに100円加算</p>
長期（春・夏）休暇の預かり保育	1号認定こどもが提供を受けた費用	<p>9:00～14:00 1日1名 1,000円      ※上記の時間内で預かります。</p>

備考1 子ども・子育て支援法第30条の4第2号の子ども及び同条第3号の子どもの預かり保育料について、当園は、子ども・子育て支援法第30条の11第3項に基づき、浜松市から施設等利用費の支払いを受ける。